

様式第2号

視察研修先	(一社)地方議員研究会主催 セミナー	氏名	月光 裕晶
視察研修項目	結果の出る一般質問講座		
<p>感想・所見など</p> <p>私は、今期初めて、市議会議員に立候補し当選させていただき、議員として活動を始めたわけであるが、議員活動の知識などをあまり持ち合わせておらず日々勉強の毎日である。議員活動の一番表立ったものの中に本会議での一般質問がある。市議会においての一般質問とは、議員個人が市の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を市長などに求め、市が市民のための適切な市政運営を進めているかを議員がチェックするものである。よって私は一般質問のスキルアップを目的として、この講座を受講した。</p> <p>講師である松野豊先生は千葉県流山市の市議会議員を務め、その後、麗澤大学地域連携センター客員研究員等をされながら、多くの地方議員向けの講義やセミナーを行っている。</p> <p>まず、講義は「一般質問とは何か」から始まった。一般質問とは「歴史を創ること。その質問（提案）によって、まちがよりよくなること。」である。その質問をすることにより「よりよい変化」をもたらすのが「よい一般質問」だ。そして「質の高い一般質問」をするには、まず第一に誰のための質問なのかを明確にしなければならない。次に論点・争点が明確であり、対象とする問題の現状（事実）が把握できていることが重要である。</p> <p>そこで、「質の高い質問」を作るにはどうすればいいか。まず、ワークシート形式で、「近い将来どうありたいか」と「現状」を書き出す。次に「やるべきこと」「できること」「したいこと」をそれぞれ書き出し、それぞれが重なり合うところを明確にする。それをもとに通告書を作成し、執行部とのすり合わせを行っていく。</p> <p>ここで重要なのが、執行部と対峙する姿勢（スタンス）だ。執行部と話し合いをするわけだが、話し合いとは多くの意味を持っている。英単語で表すのであれば、「DISCUSSION」「DEBATE」「MEETING」「DELIBERATION」「CONVERSATION」「DIALOGUE」などがある。そのなかでも「DIALOGUE」＝「対話」をするべきである。ここでの「対話」とは、どちらの意見や主張が正しいのかを争ったり、相手を説得するのではなく、率直に意見を交換することで共通理解を探し出す事だ。議論より比較的自由なムードで、雑談よりテーマ設定のある真剣な話し合いがもたれる場という位置づけである。</p> <p>お互いの考えやアイデアを主張して物事を分析したり、議論に勝つことを目的とした攻撃しあうコミュニケーションからは、面白みのない譲歩案や折衷案しか生まれない。「対話」をし、お互いに理解を深め、共感を広げるコミュニケーションからは、第三の案が生まれる。その「第三の案」を「よりよい変化」につなげることができれば「質の高い、よい一般質問」となるのである。</p> <p>この講座を受講し、私の「一般質問」への考え方や組み立て方の土台ができたような感じがした。今後「質の高い、よい一般質問」ができるよう、そして、市民にとって「よりよい変化」を引き出せるよう、これからも勉強を怠らず邁進していきたいと思う。</p>			

様式第 2 号

視察研修先	(一社)地方議員研究会主催 セミナー	氏名	月光 裕晶
視察研修項目	議員の基礎知識		
<p>感想・所見など</p> <p>私は今期初めて、市議会議員に立候補し当選させていただき、議員として活動を始めたわけであるが、議員活動の知識などあまり持ち合わせておらず日々勉強の毎日である。これから議員活動を続けていくにあたり、やはり基礎知識は身につけておかなければならないと感じた。これからの議員活動や他議員との関わり合いの中で覚えていくことも多々あると思うが、1年目のうちに基礎を固めておきたいとの思いから、この講座を受講した。</p> <p>講師の君島雄一郎先生は国会議員の秘書を務めた後、2006年より2期、神奈川県逗子市で市議会議員を務めた。現在は(株)ICT推進部会会長をされながら、全国で講演を行っている。</p> <p>さて、講義の内容であるが、「新人議員になったら押さえておきたい議員の基礎知識」と、私にとっては必要不可欠な内容である。</p> <p>先生から1人前の議員になるための必須アイテムとして以下の項目が挙げられた。</p> <p>まず、「地方自治法」である。法律についてしっかりと知識がなければ、その法律にのっとり市政を運営している執行部側との適切なやりとりができないのだ。「地方自治法の第〇条にこのようにあるが、この問題に対して市ではどう対応していくのか？」などのやり取りがスムーズに行えるのである。同じ意味合いで「公文書の管理に関する法律」「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」がある。この法律の知識をしっかりと活用して執行部側に自分が必要とする情報を公開してもらい、更には議会の中で情報を開示してもらうことにより、多くの市民に情報を知ってもらうことができる。</p> <p>次に、「公職選挙法」と「地方公務員法」である。これらは、前記の法律とは全く知識の使い道が異なっている。「公職選挙法」や「地方公務員法」を理解し、自分が置かれた立場を知り、知らず知らずのうちに法律を犯していないように注意すべきである。そしてまた、法律違反の者をとがめることができるのだ。この2つの法律で市議会議員という立場を失ってしまわぬよう、そして他の議員の戒めになるようにもしていくべきである。</p> <p>さらに、「会議規則・申し合わせ・先例集」と「会議録」である。この2つは、自分の行動・意見や主義主張が「足並みをそろえろ」「前例がない」という言葉で潰されてしまわないように理解しておかなければいけないものである。新人議員は新人ゆえに、時に暗黙の了解を知らずに行動・発言してしまうことがある。しかしその行動や発言と同じような記録や申し合わせ、前例があれば認めざるを得なくなる。特に、新人議員は揚げ足を取られて、その後の立場の優位性を奪われることがあるので注意しなければならない。</p> <p>また、「行政計画」も重要である。行政計画は市議会議員として市がこれからのようにしていく方針なのかを理解するのに必須である。市の方向性を理解し、向き合っていくことが大切であり市議会議員としては義務である。全ての行政計画に目を通すべきである。</p> <p>最後に、「定番の関連図書」である。これは議会図書室の蔵書率が比較的高いものである。蔵書率が高いという事は使用頻度が高いという事の裏返しである。例を挙げると「議員・職員のための議会運営の実際」(自治日報社)、「地方議会日誌」(自治日報社)、「月間ガバナンス」(ぎょうせい)、「66の改革項目と事例でつかむ</p>			

議会改革実践マニュアル」(第一法規) などがある。もしこれらの書物が市の議会図書室になれば揃えてもらうのが望ましい。

新人議員が注意しなければならないトラブルもある。

- ・ 市民とのトラブル
- ・ 議員とのトラブル
- ・ 職員とのトラブル
- ・ SNS の炎上

などである。このなかで特に気を付けたいのが SNS の炎上だ。SNS が普及し、不特定多数が気軽に個人の発言を目にすることができるようになったため、言動には十分注意する必要がある。同時に、炎上させるのを目的とした者たちがいるのも現実であるし、1 度炎上してしまうと、沈静化するのに多くの労力を使う。もちろん、それは次回の選挙にもかかわってくる事柄であり、更には現時点での議員生命にも危機を及ぼすことがあるので、安易な発言は控えなければならない。議員として、全てのトラブルは議員生命にかかわってくるという認識をもつべきである。

そして最後の基礎知識になるが、「議員や議会の仕事と、市役所の仕事」を明確に理解しておかなければならない。具体的な項目としては、「二代表制」「議会の権限」「議員の権限」「首長の権限」となる。この 4 項目を的確に把握し行使することにより、潤滑な議員活動ができると言えるであろう。

新人議員はこれからの議員活動において多くの知識が必要なのはもちろんであるが、ひとつひとつを何故理解しなければいけないのか、理解したことで何ができるのかを自身で整理しておく必要があると感じた。

私は今回学んだことを最優先に勉強に励むつもりである。

様式第2号

視察研修先	(一社)地方議員研究会主催 セミナー	氏名	月光 裕晶
視察研修項目	タブレット導入の効果と議員活動		
<p>感想・所見など</p> <p>※当研修は、「議員の基礎知識」に引き続き行われた君島先生による講義である。</p> <p>まず先生は私に、何故今日の講義を受講したかを問いかけてきた。今回の受講生のほとんどがこれからタブレットの導入を検討しようとしている自治体の議員だったからだ。約2割がすでにタブレットを導入している自治体、もしくは議会に所属している議員であった。私は「今の議会にタブレットが導入された経緯も詳しくは知らないし、とても活用できているとは思えない。受講させていただいたのは、タブレットをフル活用した議会はどのようなものなのか、どのような使い方をすればもっと有効に活用できるかを知りたかったから」と答えさせていただいた。先生は、タブレット導入の講義後に導入に至る自治体はあるが、その後の事はなかなか把握できずにいたようで、私たちの様な導入済みの議員の参加も喜んでくださった。</p> <p>講義の前半は導入するまでの説明であったので割愛させていただく。</p> <p>今、全国でタブレット端末を利用する議会は328議会にもなる。現状のタブレット端末の画面が大型化し、最大画面サイズがB5からA4に変わった。更に端末の周辺機器が進化した。専用の電子ペンや一体型のキーボードが普及し始めてきているし、議会BCP(災害時等の業務継続計画)や働き方改革の労働環境の変化、議会・議員活動に役立つアプリも増えてきた。東京オリンピックに向けて全国的にフリーWi-Fiも整備されつつある。徐々にではあるが、タブレットを最大限に生かせる環境になりつつあるようだ。</p> <p>本市議会ではタブレット導入の効果として、会議等資料のペーパーレス化や、情報伝達のリアルタイム化等を挙げているが、最大のメリットは膨大な資料のデータ化である。私たちは、タブレットを持ち歩くことによって両手では抱えきれないほどの資料を持ち歩いていることになる。そのため、いづどんな場所でもそのデータをもとに市民との話し合いをしたり、他の議員と情報交換をするなどの議員活動ができるのである。</p> <p>本市議会で導入したiPadはかなり高性能であり、最大限に活用できれば、議会運営もよりよくなる。</p> <p>活用例を少々挙げてみる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール&チャットシステムで意見交換や諸連絡をする。 ・カレンダーソフトを使いスケジュールの共有をする。 ・グループウェアで業務の効率化をはかる。 ・本会議で議員が行った一般質問の原稿を、ウェブ上で市民が閲覧できるようにする。 ・Airdropで写真等を共有する。 ・議会報告会でタブレットの画像を使用し説明する。 <p>項目の一部は活用中であるが、使いこなしているとは言えないのが現状だ。どれも最大限に活用することができれば、膨大な時間が削減され、その時間を他に使うことができる。働き方改革で業務時間の短縮などを進めていくには、必ず避けることのできない分野だと私は感じた。先生もタブレットを活用する事での時間短縮を強調していた。</p> <p>そして、最後になるが私がとても興味を持ったのが「タブレットを使った電子採決システム」だ。実際、導入するのは難しいと思うが、そこまでICT化することを目標にこれからも勉強していこうと思う。</p>			